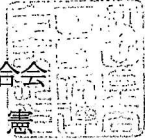


2012年10月16日

大仙市議会
議長 鎌田 正 様

秋田県商工団体連合会
会長 小玉正憲
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21
電話 018-835-8026, FAX 018-834-6681



消費税増税に関する意見書の提出について

【陳情趣旨】

中小業者・住民のための、貴職の日ごろからの御尽力に、心から敬意を表します。
さて国会では、消費税を2014年4月に8%、2015年10月に10%へと引き上げること
を柱とする「社会保障と税の一体改革関連法」が成立しました。

この消費税増税が実施されれば、耐え難い負担によって国民生活が破壊されるのは明らかです。東日本大震災の被災者や低所得者にとっては、生存権までが脅かされる事態となります。

秋田県民の一人あたりの年間平均所得は2,297,000円で、全国で45番目の低額です。
低所得者ほど可処分所得のほとんどは生活費として使われ、ほぼその全額に消費税が課税されます。税率が10%になると、一ヶ月分の生活費が消費税負担として減収します。

8月下旬発表の帝国データバンク仙台支店の東北企業意識調査によると、消費税増税が「悪影響がある」と答えたのが秋田県で80%、東北平均でも72%にのぼっています。

悪影響がある理由は「増税が経営を圧迫する」「販売価格に転嫁できない」「駆け込み需要後の反動が大きい」などです。世論調査では「増税がくらしに影響する」と答えた人が90%もいます。

今回の「社会保障と税の一体改革関連法」では大企業・富裕層への優遇税制を温存したまま、国民に負担を押し付けるものとなっています。財政再建の財源は、大企業・富裕層の優遇税制をやめるとともに、むだな大型開発計画のとりやめに求め、庶民の増税に求めるべきではありません。

つきましては下記事項について国会及び関連行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情します。

記

- 1 消費税増税を中止すること。

意見書の送付先

野田佳彦内閣総理大臣、樽床伸二総務大臣、城島光力財務大臣

以上

